

病院・診療所・助産所 開設許可に伴う届出事項変更届出書

年 月 日

仙台市保健所長 様

開設者の住所(法人等の主たる事務所の所在地) (〒)

開設者の氏名(法人等の名称及び代表者の氏名)

電 話 ()

F A X ()

病院・診療所・助産所 の開設許可に伴う届出に係る事項を変更したので、医療法施行令第4条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称 <small>ふりがな</small>	
2 開設場所	〒 電話番号 () F A X ()
3 開設許可	年 月 日 () 指令第 号
4 変更理由	
5 変更した事項	<p>【病院・診療所・助産所】</p> <p>(1) 管理者の住所及び氏名</p> <p>【助産所】</p> <p>(2) 嘱託医師の住所及び氏名</p> <p>(3) 医療法施行規則第15条の2第2項の規定により嘱託医師を定めたものとみなす場合は、嘱託する病院又は診療所の住所及び名称</p> <p>(4) 医療法施行規則第15条の2第3項の規定により嘱託する病院又は診療所の住所及び名称</p> <p>(具体的内容)</p>

<注意事項>

- 「5 変更した事項」の(1)に掲げる事項の変更の場合、管理者の臨床研修等修了登録証の写し及び履歴書を添付すること。但し、(1)平成16年4月1日に現に医師免許を受けている者又は平成18年4月1日に現に歯科医師免許を受けている者(各日の前に免許申請を行った者を含む。)は、臨床研修修了登録証の写しに代えて免許証の写し、(2)再教育訓練の命令を受けた者は、臨床研修修了登録証((1)の場合は免許証)の写し及び再教育研修修了登録証の写し及び履歴書を添付すること。(各写しは開設者による原本証明済みのもの)また、開設者が医療法人の場合は、管理者が理事であることが確認できる書類の写しを添付すること。
 - 「5 変更した事項」の(2)の変更の場合、嘱託医師の免許証の写し及び当該医師に嘱託した旨の書類(注1)を添付すること。
 - 「5 変更した事項」の(3)の変更の場合、医療法施行規則第15条の2第2項適用の場合は、当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが対応を行うことを病院等に嘱託した旨の書類(注1)を添付すること。
 - 「5 変更した事項」の(4)の変更の場合、嘱託医師による対応が困難なとき、対応を行うことを病院又は診療所に嘱託した旨の書類(注1)
 - 具体的内容については、新旧の関係が分かるように新旧対照などを記載し、又は添付すること。
- (注1)：契約書、同意書、証明書等